

令和7年11月定例会 12月11日（木）5番

大阪維新の会大阪府議会議員団 上田 健二 議員

一般質問登壇原稿

大阪維新の会 大阪府議会議員団の上田 健二 です。

通告に従い順次質問させて頂きます。



I 府内及び関西圏の高速道路について

< I > 上田議員

近畿圏の高速道路料金は、これまで会派として「公平かつシームレスな料金体系」が実現されるよう、強く求めてきました。

実現に向け、阪神高速道路及びネクスコ西日本、またネクスコ西日本に移管された道路公社路線において、府からの働きかけもあり、関係団体連が連携し、取り組まれてきたと認識している。

しかしながら、例えば、私の地元、寝屋川市から大阪市内へ向かうルートにおいては、阪神高速道路だけを利用する場合

と、第二京阪道路から近畿自動車道を経由し阪神高速道路を利用した場合は、ほぼ同じ距離にもかからず、現在も料金差が生じており、同一料金の実現による割高感の解消

や、利便性の向上を望んでいる。



1



2



3

依然として、なぜこのような料金差が生じるのか、また、シームレスな料金体系に向けた取組について、都市整備部長に伺います。

【都市整備部長】

- 近畿圏の高速道路については、複数の運営主体と料金体系が混在し、会社間や路線を乗り継ぐ際に基本料金、いわゆるターミナルチャージが重複してかかる。そのため、お示しのとおり、同じ距離を利用した場合でも、利用する経路によっては料金に差が生じている。
- このような状況を踏まえ、これまで、運営主体間で異なる料金体系について、対距離料金を基本に統一するなどの取組に加え、令和6年度に導入された近畿圏の新たな高速道路料金においては、阪神高速道路の上限料金の見直しや戦略的な料金施策などにより、運営主体間の料金の差を縮小し、会社間を乗り継ぐ際の負担感を少なくするなど、段階的にシームレスな料金体系に向けた取組を進めてきた。
- 引き続き、淀川左岸線等の高速道路ネットワークの整備状況なども見据えつつ、公平かつシームレスな料金体系の実現に向け、国や関係自治体と連携しながら取り組みを推進していく。

<2>上田議員

ご答弁いただいたように、会社間を跨ぐ場合は、ターミナルチャージが徴収され、利用者にとって負担が続くことになります。そのような中、利用者に現状の料金に対してご理解いただくために、各高速道路会社がコスト意識をもって経営努力をすること、これも継続して求めてまいりました。とりわけ、大阪府が株主である阪神高速道路株式会社については、積極的に経営改善に取り組み、利用者へ還元する必要があると考えています。

阪神高速道路の経営改善については、これまでも会派から管理費の削減や、子会社の整理などの取組による、更なるコスト縮減などを求めて

きましたが、阪神高速道路株式会社における経営改善の具体的な取組について、都市整備部長に伺います。

【都市整備部長】

- 阪神高速道路株式会社における経営改善の取組としては、令和5年12月に公表された「経営効率化に向けた今後の取組」に基づき、現在、経営改善に関する様々な取組が進められているところ。
- 具体的には、物価高騰等によるコスト増加を抑制するため、AIを活用した舗装損傷診断の効率化や、道路照明のLED化による電気使用量の削減などの、新技術の活用等により、約1割の維持修繕コスト縮減を目標として取り組んでいる。
- また、管理費の削減を図るため、令和12年度を目指に全ての料金所の無人化に取り組まれており、現在、143か所のうち50か所で無人化が完了している。
- さらに、利用者からの要望の多い、パーキングエリアの新設や、所要時間情報の精度向上など、サービスの向上に取り組まれている。
- 引き続き、株主総会や出資団体会議等、様々な機会を通じ、阪神高速道路株式会社に対し、子会社の統廃合も含めたグループ経営体制の見直しなど、経営改善の取組の着実な履行を求めていく。

2 動物愛護行政について

<1>上田議員

次に動物愛護行政について伺います。

動物愛護管理センターの「収容数」及び「引き渡し数」と「殺処分数」

[犬]	年度	収容数	引き渡し数	殺処分数
	R4	120	98	18
	R5	69	66	9
	R6	134	124	12
[猫]	年度	収容数	引き渡し数	殺処分数
	R4	213	83	95
	R5	165	56	71
	R6	193	79	76

※引き渡し件数…譲渡数（収容後、新しい飼主に譲渡）と返還数（収容後、元の飼主に返還）の合計

※殺処分数：引取り後の死亡（自然死）を除く。

※収容数は収容時点の年度でカウント。

全国的には、10年前と比

べ、犬と猫の殺処分数は約

90%減少し、府においても約

95%減少するなど、殺処分ゼ

口に向けた取組は一定進んでいるものの、

大阪府における犬猫の殺処分数（政令市、中核市を除く府管轄）

		R4	R5	R6	合計
1. 治癒の見込無い病気、攻撃性によるもの	犬	16	9	12	37
	猫	80	37	49	166
② ①以外によるもの	犬	2	0	0	2
	猫	15	34	27	76
③ 自然死（引取り後の死亡）	犬	1	1	1	3
	猫	26	36	27	89
合 計		140	117	116	373

現在も毎年 100 頭以

上の殺処分が行われて
おり、実数はパネルの
通りです。

5

そのうち、引取り後の死亡や治癒の見込みがない病気や、攻撃性があるといった、やむを得ない理由を除く殺処分数は、令和4年度 17 頭、令和5年度 34 頭、令和6年度 27 頭で、そのすべてが幼齢期の猫であり、適切な飼養管理が困難であることが殺処分の理由であると説明を受けています。

適切な飼養管理が困難とは、実際にどのような状況なのか。また、今後、適切な飼養管理ができれば、このような殺処分は削減できる余地があると考えますが、そのためには、どのような取組を行っていくのか、
環境農林水産部長に伺います。

【環境農林水産部長】

- 府において、適切な飼養管理が困難との理由により殺処分となっている動物の多くが哺乳期の子猫である。

- このような子猫については、集中的なケアが必要であることから、これらを担っていたくボランティアに預け、府は必要となる物資等を支援することで、殺処分の削減に取り組んでいる。
しかしながら、母猫による直接の世話が必要で人工哺乳を受けつけない子猫は、ボランティアに預けることができず、やむを得ず殺処分としているのが現状。
- こうしたことを踏まえ、母猫が世話をしている幼齢の子猫は母猫から引き離さないよう、引き続き府民へ理解を求めるとともに、府が引き取った、人工哺乳が可能な子猫については、できる限り迅速に預託するため、ボランティアの数を増やすとともに、哺育技術向上に向けたボランティアへの講習内容を充実することで、1頭でも多くの動物を救い、さらなる殺処分減少に努めてまいる。

<2>上田議員

ボランティアを増やす努力、ぜひともよろしくお願ひいたします。

府では、動物愛護管理法に基づき、やむを得ない事情により引き取った動物について、健康状態等の確認を行った上で、新たな飼い主として希望する者へ譲渡しています。一方、動物虐待目的で愛護団体等から動物を引き取っている人がSNSで話題になっており、このような人物に動物を譲渡すべきでない事は言うまでもありません。府では、譲渡希望者に対して、どのような審査を行っているのか。また、譲渡後の動物が適正に飼われているかをどのように確認しているか、環境農林水産部長に伺います。

【環境農林水産部長】

- 府では、引き取った動物が、その命を終えるまで健康で安全に過ごせる、いわゆる終生飼養されることを目的として、適切に飼養することができる人に譲渡し、さらには、譲渡を機に適正飼養が広がるよう普及啓発に取り組んでいる。

- 譲渡希望者に対しては、終生飼養や不妊去勢手術実施の意思や、万一、飼養継続が困難になった場合の引受人の有無といった、適正飼養に関する事項についての確認、さらに、職員が実際の飼養予定場所を訪問し、衛生状態や脱走防止対策、既に飼っている動物がいればその動物が適正に飼われているかの確認といった審査を行っている。
- また、譲渡希望者から譲渡動物を適正に飼い続けることへの誓約書を徴取し、適正飼養を学ぶ講習会を受講した後に譲渡対象者として認めている。
- 動物を譲渡した後は、譲渡者に対して、健康診断と不妊去勢手術の実施報告と、譲渡動物の飼養状況や健康状態の報告も義務付けている。
- 譲渡前後に、こうした複数の手続きや報告を義務付け、報告のない場合は譲渡先を訪問し譲渡動物を確認することにより、動物の健康と安全を担保し、終生飼養が確保できるよう努めているところ。

< 3 > 上田議員

飼養場所を確認する事などは理解しました。しかし、動物虐待を目的に動物の引き渡しを求める人への対策としては不十分に感じます。虐待目的の譲渡を防ぐ対策として、過去に動物虐待により逮捕された人や、複数回通報を受けた事がある人物などを一覧化しておくことも1つの手法と考えます。府が、動物を譲渡する際に、そのような人物の一覧を作成、協力してくれる動物愛護団体との間で共有する事で、少なくとも過去に動物虐待をした人への譲渡を防止することができると考えますが、環境農林水産部長に見解を伺います。

【環境農林水産部長】

- 府で引き取った犬猫等については、適切に終生飼養が可能な人に譲渡することが重要であると考え、動物虐待を目的とするような人物に譲渡されないようにする対策は必要であると認識している。

- しかし、動物の愛護及び管理に関する法律では、近隣府県や警察など、他の行政機関等が有する、特定の人物の同法違反の情報を確認できる規定がないことから、一覧の作成、共有は困難である。
- しかしながら、動物虐待のおそれのある人物の把握は重要であると考えるため、大阪府動物虐待通報ダイヤルにより、虐待疑い事案を含めて幅広く情報を蓄積した上で、適正譲渡に係る審査体制の厳格化を図る。引き続き虐待防止に向けて警察など関係機関と連携し、府としても譲渡動物の健康と安全の確保に努めてまいる。

【要望】

情報の蓄積、是非してください。そして虐待の過去がある人に絶対に渡さないという対策、これからも考えて取り組んで下さい。お願いします。

< 4 > 上田議員

次に、愛護センターや保健所とは別に、府内の警察署でも、犬と猫の取り扱いが相当数あると認識しております。そのうち、遺失物として受

大阪府下において遺失物として受理した犬猫の件数

理した件数については、パ

年 (1月～12月)	犬	猫	合計
R 4	2,246	318	2,564
R 5	2,144	283	2,427
R 6	1,886	241	2,127

ネルの通り、毎年 2,000 頭程度とお聞きし、愛護センターよりはるかに多い数字に驚きました。⁶

警察で取り扱った犬猫の最終的な引き渡し先については、適正な管理のためにも、環境農林水産部と同様、対策を講じる必要があります。

愛護センターと連携し、警察で取り扱った犬猫についても、全て愛護センターに引き取りを一元化すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。警察本部長にお伺いします。

【警察本部長】

- 遺失物として届出があり、飼い主が見つからなかった犬猫は、遺失物関係法令に基づき、各行政機関を含め、引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すこととされております。
- 犬猫を保護された方が引き渡しを希望する場合など引き渡すことが適当と認められる者が複数あるときは、公平が保たれる方法で引き渡す相手を決定することとされており、引き取り先を大阪府動物愛護管理センターへ一元化することは、困難です。
- ただし、犬猫を保護された方が、自らへの引き渡しを希望しなければ、当大阪府警察において、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、大阪府動物愛護管理センター等の各行政機関への引き渡しを行うことも可能であることから、引き続き、連携・協力しながら、行政機関等への引き渡しの調整に努めてまいります。

【要望】

今、本部長の答弁を要約しますと、遺失物としてカウントしてしまうと、法律の壁により、愛護センターへ引き渡しは出来ない。出来る方法としては、遺失物ではなく、動物愛護法による保護の場合は、愛護センターへの引き渡しが可能で、これから調整して頂ける、とのことだと受け取りました。これを実行に移して頂ければ、このパネルの受理件数を減らしていく事になります。

大阪府下において遺失物として受理した犬猫の件数			
年 (1月～12月)	犬	猫	合計
R 4	2,246	318	2,564
R 5	2,144	283	2,427
R 6	1,886	241	2,127

今後、推移を見守りたいと思いますので、是非とも府内全域、各警察署で実行して頂くことを求めます。本部長よろしくお願ひいたします。

<5>上田議員

府警本部長から、行政機関と連携・協力しながら引渡しの調整に努める、との答弁をいただきました。今後、警察から府への引渡し数の増加に向けて進めていただきたいが、府としてどのように考えるか、環境農林水産部長に伺います。

【環境農林水産部長】

- 警察が取り扱った犬猫について、府に引き渡し等の依頼があった場合においては、これまで、大阪府動物愛護管理センターで受け入れた上で、飼養管理し譲渡等を行ってきたところ。
- 受け入れに当たっては、収容スペースの問題に加え、動物個体ごとの日々のケアや、感染症対策など適切な飼養管理を行う必要があり、一定の制約があることも事実。
- しかしながら、府としても、動物愛護の観点から、警察からの依頼の増加に対しても可能な限り対応をしていくため、今後、関係団体等との連携を強化することで、ボランティアの協力も得ながら、より一層譲渡を推進し、センターの収容能力に余力を生み出すよう取り組んでいく。
- 今後とも、警察や関係団体等とともに、動物の健康と安全の確保に向けた協議、連携を進めてまいる。

【要望】

今何を聞いたかと言いますと、府が収容しているより遥かに多い犬、

動物愛護管理センターの「収容数」及び「引き渡し数」と「殺処分数」

[犬]	年度	収容数	引き渡し数	殺処分数
	R 4	120	98	18
	R 5	69	66	9
	R 6	134	124	12
[猫]	年度	収容数	引き渡し数	殺処分数
	R 4	213	83	95
	R 5	165	56	71
	R 6	193	79	76

※引き渡し件数…譲渡数（収容後、新しい飼主に譲渡）と返還数（収容後、元の飼主に返還）の合計

※殺処分数：引取り後の死亡（自然死）を除く。

※収容数は収容時点の年度でカウント。

猫が、府警の協力により、愛

護センターに引き渡された時

に対応は可能か、という問題

があります。

4

愛護センターの1日当たりの平均

飼養頭数がこちらであります、

動物愛護管理センターの平均飼育頭数

1日あたりの平均飼養頭数

年度	犬	猫
R 4	17	30
R 5	12	21
R 6	13	29

動物愛護管理センターの稼働率

こちらは稼働率です。

①

収容可能頭数（※1）に対する
平均飼養頭数の割合（稼働率）

年度	犬	猫
R 4	30%	53%
R 5	21%	37%
R 6	23%	51%

②

収容可能頭数（※2）に対する
平均飼養頭数の割合（稼働率）

年度	犬	猫
R 4	85%	100%
R 5	60%	70%
R 6	65%	97%

※1

収容される犬猫を全て成犬成猫と仮定し、
単純にスペースのみで算定した場合の参考
値

※2

収容される犬猫を全て成犬成猫と仮定し、
飼養管理に必要な人員や運用等を考慮した
場合の概算値

8

平均であったり、大人か、子どもかによって変わるので、あくまで目安
ですが、スペース的には、現状で約50%、人員や運用ベースでは、約
70%～100%、既に稼働しています。

府警から相応の引き渡しの相談があった時に、「スペースが足りないから」や「人や物が足りないから」という理由で「引き渡しを受けない」、という事態はあってはなりません。新たな予算要求も含め、万全の体制を整えて頂くことを強く求めます。



3 北河内の支援学校について

<1>上田議員

次に支援学校について伺います。知的障がい支援学校への入学を希望する子どもたちが全国的に増加しているなか、府内の知的障がい支援学校においても同様に増加傾向が続いています。

なかでも、北河内地域においては、5年前との比較で193人増加し、今年度は1,254人、5年で約2割増と、府内でも増加が顕著となっています。

教育庁では、交野支援学校四條畷校の本校化を令和11年度に計画されていますが、児童生徒数の増加が予想を上回り、その本校化までにパンクしてしまうのではとの懸念から、昨年の本議会においても質問しました。

教育長からは、寝屋川支援学校において、国の設置基準に則ってクラス編制した場合の児童生徒定員数は概ね370人で、昨年度で30人程度超過しているとの答弁があった。

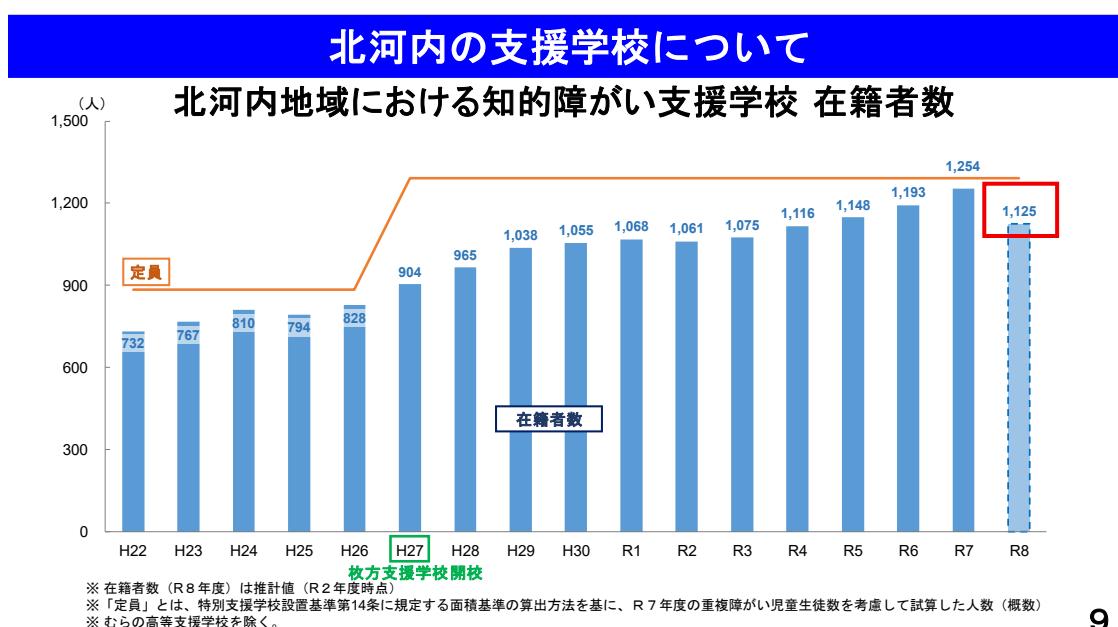
そこで、まず、今年度の寝屋川支援学校の在籍者数と、来年度の見込みについて、教育長に伺います。

【教育長】

今年度の寝屋川支援学校の在籍者数は、10月1日現在 431 人であり、来年度は、現時点で 430～450 人程度を見込んでいる。

<2>上田議員

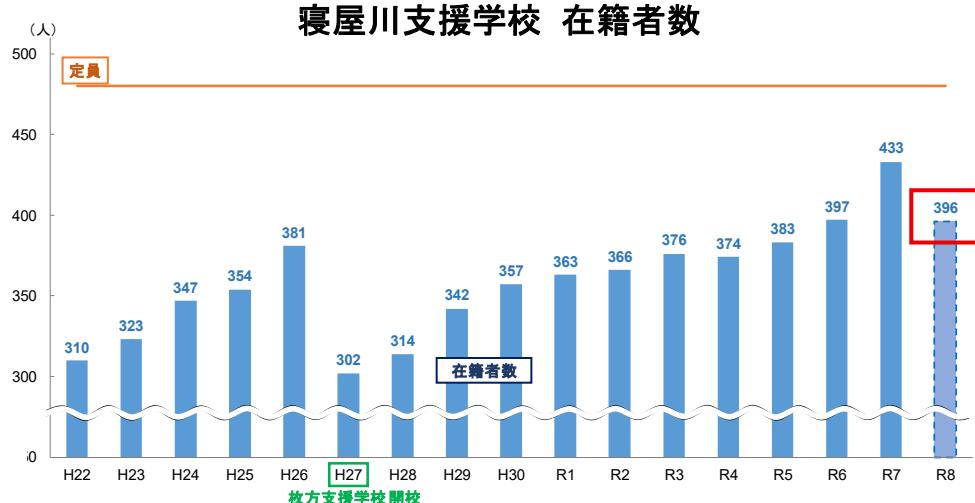
教育庁の見立てでは、令和11年度の四條畷校の本校化によって、北河内地域の過密状態は解消できるとのことでした。しかし、その根拠としているのは教育庁が令和2年度に行った推計値を基にしており、それによると、来年度、北河内全体の在籍者数は 1,125 人と見込み、



9

寝屋川支援学校では 396 人と見込んでいたところ、

北河内の支援学校について

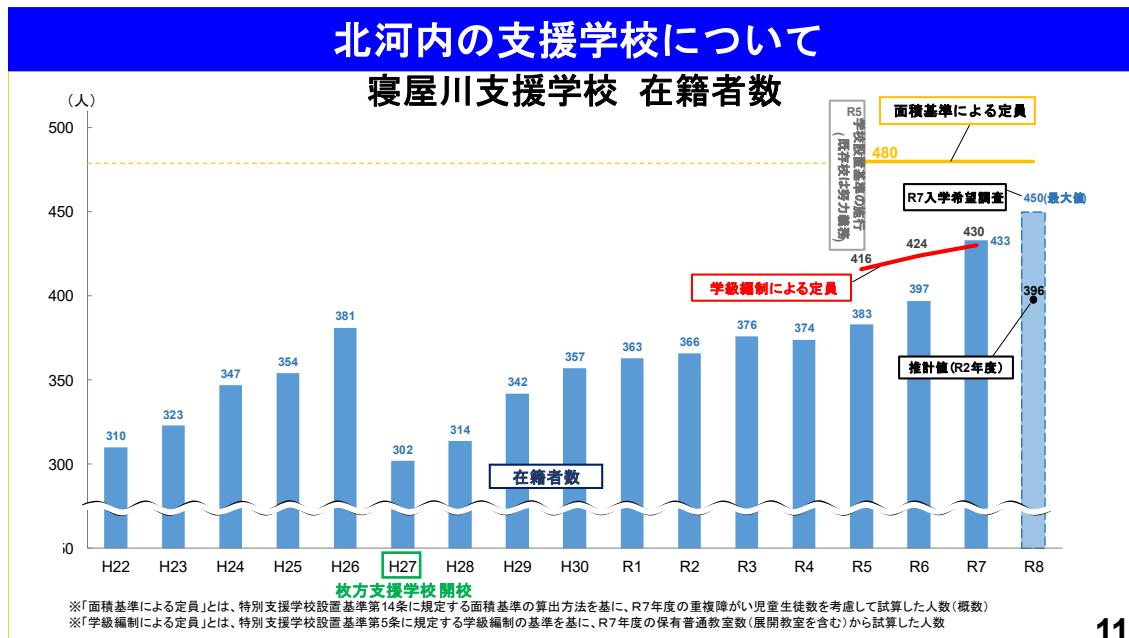


※ 在籍者数(R8年度)は推計値(R2年度時点)
※「定員」とは、特別支援学校設置基準第14条に規定する面積基準の算出方法を基に、R7年度の重複障がい児童生徒数を考慮して試算した人数(概数)

10

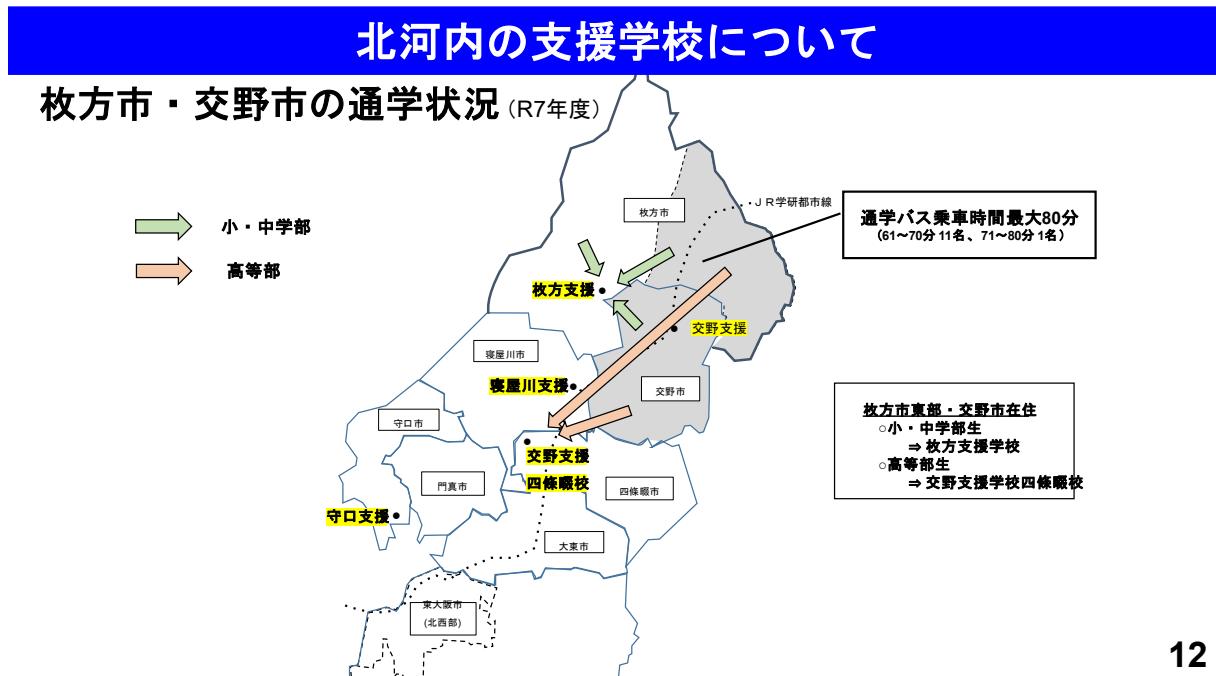
実際には北河内地域では 1280 人、寝屋川支援学校は先ほどの答弁で
最大 450 人程度、と想定よりも大きく需要が伸びている現状がありま
す。

このパネルは寝屋川支援学校の実際の定員数を示した図になります。



特別教室を普通教室に転用するなど、これまでも現場で工夫をした上で現在の定員数は430人に対し、在籍は433人、来年は最大450人、右肩上がりの現状を鑑みれば、2年後、3年後はそれ以上の在籍者数になる事はほぼ間違ひありません。

北河内地域には、知的障がい児が通う支援学校が4校あります。



12

枚方市は北河内7市の中で面積、人口ともに最大の市ですが、市内にある枚方支援学校は、市の南部に位置し、交野市との市境から約200mのところにあるため、枚方市の北部から通う子どもたちは通学時間が長時間化する傾向にあります。

加えて、枚方市の東部（この地図上の点線より東側）の子どもたちは、中学部を卒業するまでは枚方支援学校へ、高等部に進学する時に通学先が四條畷校へ変わることとなっており、通学バスに60分を超えて乗車して登校している生徒が現在12名、最大80分通学バスに乗る生徒もいます。

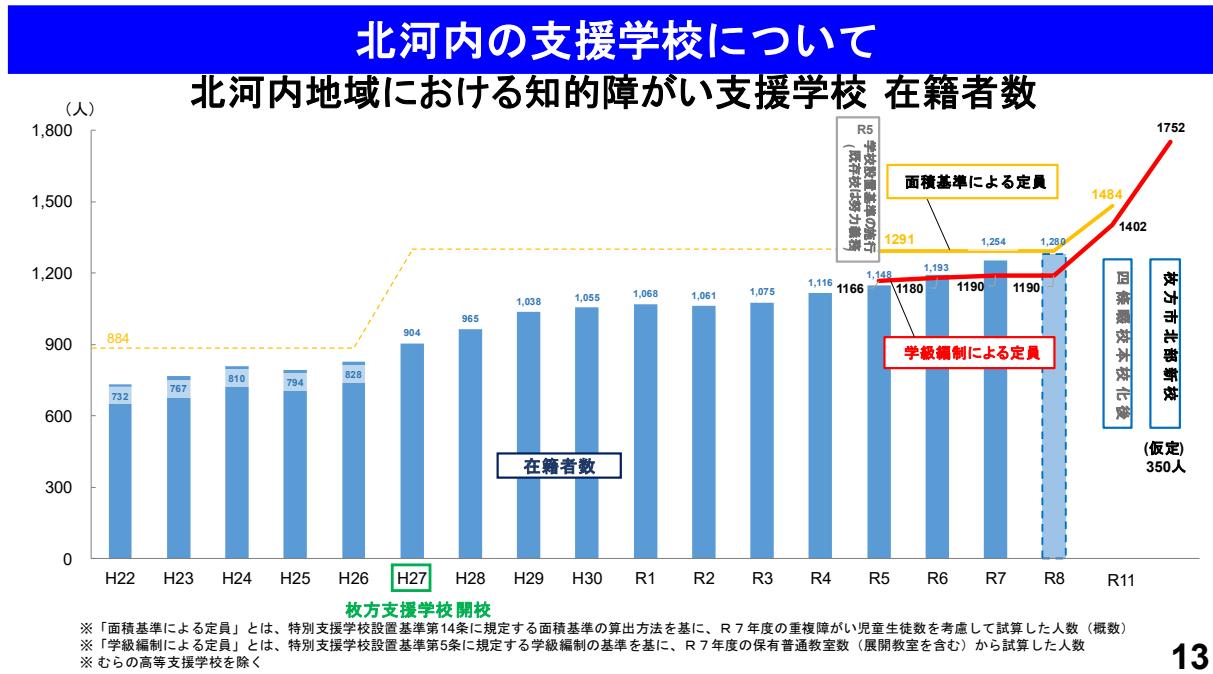
こういった子どもたちへの福祉増進を考えると、枚方市内にもう1校の支援学校があれば、北河内地域各校の在籍者数増への対応や、小学部から高等部まで一貫して同じ学校に通える環境整備が、大きく前進するのではないかと考えます。教育庁では、枚方市や、北河内地域内のその他他の市に、もう一校の新校整備を検討したことがあるのか、教育長に伺います。

【教育長】

- 府教育庁としては、寝屋川支援学校を含む北河内地域における知的障がい支援学校の過密状態の解消を目的に、令和11年度に交野支援学校四條畷校を本校化し、併せて、北河内地域の通学区域の見直しを行うことで、小学部から高等部までの間、学びの連続性の確保や、通学にかかる負担軽減などに取り組むこととしております。
- 議員お示しの四條畷校の本校化に続く、北河内地域への更なる新校整備の計画策定に向けた検討はこれまで行っていないが、現在、四條畷校を含む4校の整備を進めているところであり、更なる学校整備については、教室不足の状況や今後の在籍者数の推移等を見極めながら、北河内地域を含めた府内全域における教育環境の整備に向け、必要となる対策を検討してまいる。

【要望】

この質問に向け担当者とは何度も話し合いをしました。
教育長がおっしゃられたように、四條畷校の本校化以上の検討はこれまでされてこなかったと。ただ、今回教育庁から「北河内地域を含めた環境整備を検討する」というご答弁を頂きました。



13

これは、北河内地域の定員数を示しています。

教室の転用など工夫をした上で現状の定員は 1190 人、4 年後、四條
畷校が本校化されて、1402 人、この 1402 人というのは、これから本校
化する四條畷校も予定定員の 350 人で数えるのではなく、既に 388 人で
見込んだ数字です。令和 11 年には在籍希望者が 1400 人の需要を満たす
ことができるのか、地元議員としては、不安の方が大きいのが事実で
す。

枚方市に例えれば 350 人程度の新校を整備する事が出来れば、枚方市の
子どもが四條畷まで 80 分をかけて通学する事の解消や、現在の 4 校が
苦肉の策で定数を増やす努力に対しても大きく寄与する事になります。

新校の整備には構想から実現まで年数を要します。ぜひ、スピード感を持って、ご検討頂きますよう、お願い申し上げます。

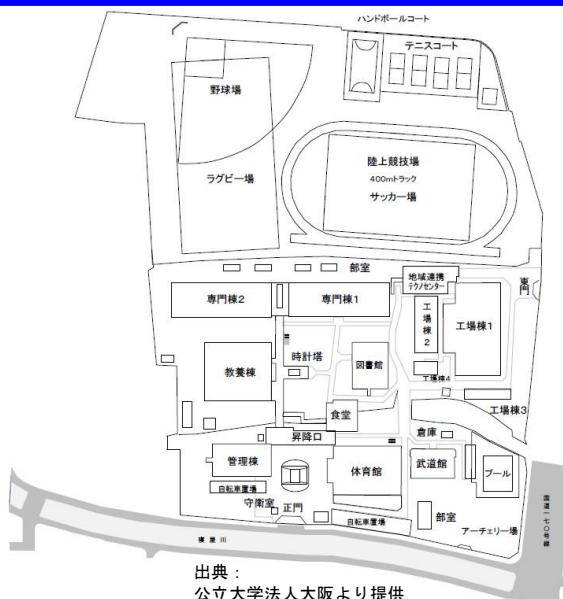
時間の都合により、次の1問を割愛致します。

4 大阪公立大学工業高等専門学校の跡地活用について

<1>上田議員

次に、寝屋川市にある大阪公立大学工業高等専門学校の跡地活用について伺います。

大阪公立大学工業高等専門学校 平面図



14

高専は、令和9年4月から大阪公立大学の中百舌鳥キャンパスに移転、開校し、寝屋川市にある現学舎は、同時期に役割を終える計画となっています。

その跡地活用について、昨年、庁内の活用希望調査では、一時的な使用希望があったと答弁がありましたが、具体的な庁内活用の予定について、副首都推進局理事に伺います。

【副首都推進局理事】

- 大阪府では、不要となった財産については、まず財産所管部局において活用を検討し、その後、庁内や地元市町村での活用希望等を確認した上で、ない場合は売却等を行うこととしている。
- 令和9年4月に予定している大阪公立大学工業高等専門学校移転後の跡地については、当局で活用予定がないことから、昨年9月に、庁内で活用希望を調査したところ、教育庁より、府立交野支援学校四條畷校の改修工事期間中の仮校舎・仮グラウンドとしての活用及び府立寝屋川高等学校の建替え工事期間中の代替グラウンドとしての活用の希望があった。
- このため、不要財産に関する府の方針に加え、工事期間中の支援学校生徒の教育環境の確保や工事費縮減などのメリットも見込まれることから、令和9年8月から当面の間、教育庁が活用することとしたところ。

<2>上田議員

閉校後、当面の間は交野支援学校四條畷校と府立寝屋川高校の2校が活用を予定しているとのことで、地域事情を鑑みても、また生徒にとっても大きなメリットがあると感じます。

閉校まで1年以上ある中、庁内活用に結論を出して頂いた事に感謝申し上げます。

しかし、この庁内活用はどちらも一時的なものであり、その活用後の検討が必須です。

現在の、跡地活用に向けた検討状況について副首都推進局理事に伺い

ます。

【副首都推進局理事】

- 高専の跡地については、府民の貴重な財産として、有効に活用していくことが重要と認識。
- 令和7年1月に、府の関連部局や寝屋川市との会議を設置し、意見交換や課題の共有等を図るとともに、5月から8月に寝屋川市とともにマーケット・サウンディングを実施し、土地活用の可能性、民間事業者の参画意向、市場性の有無等について意見・提案をいただいた。
- 具体的には、4団体から、住宅、大学、医療・福祉施設、生活利便施設など、複数の用途を組み合わせた提案があったとともに、売却手法に対しては、一般競争入札への参加意向に加え、プロポーザル方式採用についての要望があった。
- こうした提案や要望、寝屋川市のまちづくりの意向など踏まえながら、引き続き、跡地活用にかかる検討を進めていく。

<3>上田議員

お願いします。

跡地については、移転後、速やかに活用されることで、まちづくりや
税収入など様々な利点があります。

学校閉鎖後からの空白期間を短くするために、移転前から事前にでき

ることは確実に行っていただきたいと考えています。府の取組みについ
て、副首都推進局理事に伺う。

【副首都推進局理事】

- 高専跡地については、令和9年8月からの府立交野支援学校四條畷校及び府立寝屋川高等学校による一時的な活用の後、速やかに、跡地活用に向けた手続きが進むよう、できる手続きを進めている。

- 具体的には、学生生活や学校運営に支障のない範囲で、今年度は、土地の測量調査、来年度からは、土地の境界確定や土壤汚染調査、地下埋設物の調査などを進めてまいりたいと考えている。

次の質問も割愛させていただきます。

< 5 > 上田議員

施設廃止後の府有財産については、本年5月、新たな手続きについて府内通知を発出し、これまでより早い段階から地元市町村の意向を確認した上で、一般競争入札だけではなく、幅広く処理方針を検討していくこととなり、進展がありました。

**府立高校・閉校後のスケジュール
(府内や地元自治体で活用希望がない場合の一般的な売却パターン)**

項目	閉校年度				閉校1年目				閉校2年目				閉校3年目
	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1	第2	第3	第4	第1
教育庁	地図調査	→											
	土地測量 境界確定	→											
	土壤汚染調査		→		→								
	残置物処分		→		→								
	教育庁内 活用希望照会				閉 校	→							
財務部	府内及び地元市町 活用希望照会				→								
	活用方針検討 (共管)				→				→				
	不動産鑑定・ 財産評価審査会								→				
	一般競争入札									→			
	競会提案 売買契約締結											→	15

市町村が高専や府立高校跡地を購入する場合、もしくは民間による跡地活用の検討を促す場合、売却見込額がどの程度であるのかは、当然、重要な指標となります。現状では、不動産鑑定評価は、閉校後2年目以降に実施されているが、市町村や民間での検討期間を十分に確保するた

め、売却見込額を早期に公表することはできないか、財務部長の解を伺います。

【財務部長】

- 府有地の売却にかかる「適正な対価」を算定するための不動産鑑定評価は、評価に必要な調査など条件整備が完了後、売却の処理方針や予定時期が明確になった段階で速やかに実施している。
- 一定規模以上の物件になれば、購入価格を含めての事業計画のため、一定の期間を要することは理解するが、ご指摘のように早期に売却見込額を示すことは、後に入札等の公告を行う際に示す予定価格の基となる正式な鑑定評価額との乖離が生じるため、かえって混乱を招くおそれがあると危惧する。このため、早期の公表は困難と考える。

【要望】

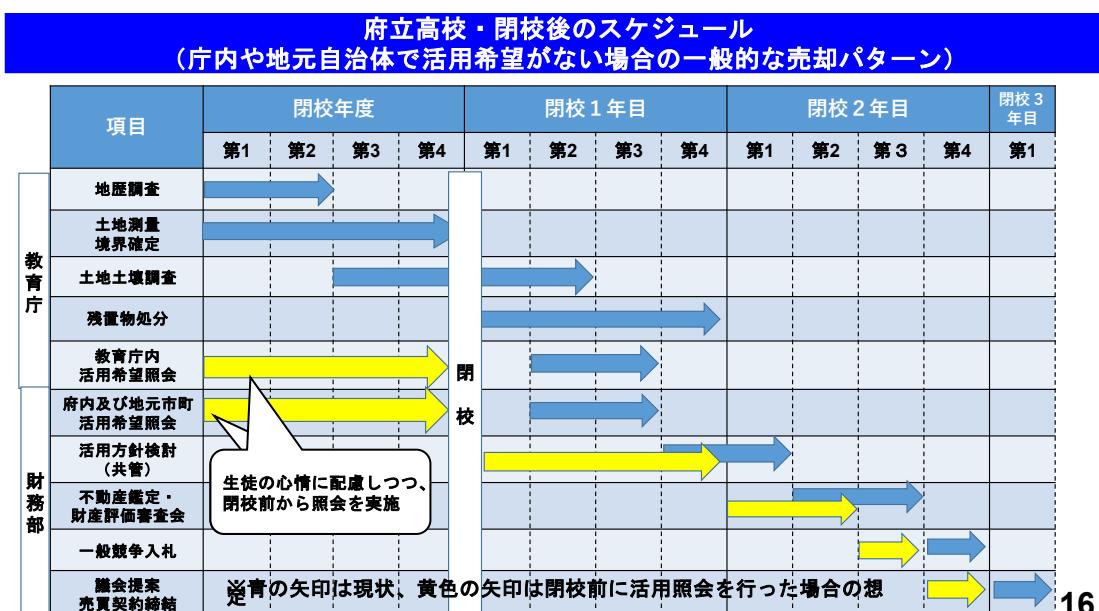
府は府有財産を売却する場合、不動産鑑定評価を必ず実施しなければなりません。今の答弁のように見込み額も提示できないとなると今後も閉校した後、最短でも1年以上先にしか鑑定ができないとなれば、目安の希望がわかるのは閉校後2年後。では、購入を希望する自治体や民間企業がそこから具体的な計画を立て、入札等の売却となると何年無駄になってしまうのかという問題意識はぜひ共有いただきたいと思います。

5 府立高校閉校後の跡地活用について

＜上田議員＞

高専については、既に府内への活用希望調査を実施し、移転後、期間を空けずに教育庁が跡地を活用しますが、

閉校する府立高校については先日の9月議会において、「府内や地元自治体への活用照会を閉校後に速やかに行っていく」と教育長より答弁がありました。閉校後の活用照会では、照会を受けてから活用の計画を検討することとなり、それだけ閉校から利活用までの期間が延びる要因となります。



については、閉校する前から府内や地元自治体への活用照会を行うことで、府立高校の跡地活用が早期に進むのではないかと考えますが、教育長の所見を伺います。

【教育長】

- 閉校予定の府立高校跡地の処分に係る手続きについては、閉校前は在校生が学業や部活動に専念できるよう、その心情に十分配慮しながら、活用までの期間短縮のため土地の測量や土壤汚染調査などを実施しているところである。
- 府内や地元自治体への活用照会については、閉校後に速やかに行うこととしているが、一方で、閉校する前より府内や地元自治体から跡地の活用方法や活用スケジュール等の問

合せが入っている状況である。そのため、閉校前の庁内や地元自治体への活用照会の前倒しについて、今後、関係部局と協議してまいる。

以上で一般質問を終わります。

ご清聴いただき誠にありがとうございました。